**平成２５年（フ）第５９８号**
埼玉県川越市大字吉田104番地１　デスパシオ302号室、前住所埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1750番地　５―501
債務者　山本菜穂子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第６１２号**
埼玉県入間郡毛呂山町若山３丁目18番地１
債務者　星野ツネ子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第６１６号**
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷328番地１　フレスクーラ・ＹＫ206号、前住所埼玉県鶴ヶ島市富士見１丁目９番８―302号　アスティ198
債務者　落合　翔平
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３７８号**
静岡県伊豆市柏久保949番地の13
債務者　阪田　繁則
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２０号**
沖縄県宮古島市平良字下里659番地
債務者　新城　玄伸
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
那覇地方裁判所平良支部

**平成２５年（フ）第２７９号**
盛岡市津志田西１丁目１番18号　セレノヴィッラ102号
債務者　工藤　直哉
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第３２５号**
岩手県一関市関が丘91番地４　市営関が丘アパート８―182
債務者　佐藤　文昭
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第３８号**
岩手県二戸市仁左平字稲荷90番地１
債務者　平船あつ子
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２５年（フ）第２６号**
群馬県沼田市栄町21番地１　東下原団地Ｂ―12号
債務者　松岡　昭二
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２５年（フ）第１２８号**
群馬県太田市高林東町1379番地１　高南ハイツ201号、前住所群馬県太田市末広町560番地５
債務者　林田春美こと　ＭＩＳＰＩＲＥＴＡＣＡＲＲＡＮＺＡＤＥＨＡＹＡＳＨＩＤＡＭＡＲＩＡＧＲＡＣＩＥＬＡ
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２５年（フ）第５３７号**
神奈川県平塚市田村５丁目10番15号
債務者　芝岡　政夫
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第５４１号**
神奈川県小田原市小竹815番地の84
債務者　弓削リカルド　ナオジロウこと　ＹＵＧＵＥ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＮＡＯＪＩＲＯ
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第１２３５号**
京都市右京区太秦安井奥畑町22番地13
債務者　杉田　憲一
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第５５０号**
千葉県松戸市小金原３丁目13番地の18
債務者　岩城　　均
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第６３３号**
千葉県流山市野々下３丁目755番地の３　流山荘
債務者　多田　　寛
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２５年（フ）第３６０号**
沖縄県豊見城市字金良103番地
債務者　嘉数　　充
１　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第３７２号**
沖縄県豊見城市字高嶺446番地47　豊見城団地市改良住宅Ｄ―601号
債務者　金城ひろみ
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部